東浦町公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を実施する。

令和８年９月４日

東浦町長　日　髙　輝　夫

１　入札に付する事項

| | |
|---|---|
| 工事名 | 街路新設工事（８－１工区） |
| 工事場所 | 東浦町大字緒川字北新田地内 |
| 工種 | 土木一式工事 |
| 工期 | 契約締結日の翌日から 110 日間 |
| 工事概要 | 都市計画道路緒川南北線に係る工事<br>１　工事延長<br>73.9m<br>２　工事内容<br>（１）側溝工<br>管渠型側溝　延長124.0m<br>（２）縁石工<br>歩車道境界ブロック　延長 125.0m<br>地先境界ブロック　延長 131.0m |
| 入札方式 | 電子入札<br>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。<br>予定価格を事前公表した場合に限り、入札の回数は、１回とする。<br>入札書に記載する入札金額に対応した入札金額積算内訳書を提出すること。 |
| 予定価格 | 事後公表 |
| 最低制限価格の有無 | 有 |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 該当 |

２　入札に参加する者に必要な資格

| | |
|---|---|
| 建設業の許可 | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条に規定する土木工事業の建設業許可があること。 |

| | |
|---|---|
| 所　在　地 | 公告日以前において、当該年度の東浦町入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に工種を土木一式工事で登載され、かつ、東浦町内に本店が登載されていること。 |
| 経営審査事項の総合評価値 | 一般競争入札参加申込書の提出時において、資格者名簿で土木一式工事の総合数値（審査基準日が入札参加資格申請時の要件に当てはまる経営審査事項の総合評価値）が 500 点以上であること。 |
| 営　業　年　数 | 契約を締結する本店又は営業所の営業年数が公告日までに３年以上あること。 |
| 技術者の配置 | 建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できること。<br>この場合において、契約金額が 4,500 万円以上の工事（当該工事が建築一式工事である場合においては、契約金額が 9,000 万円以上のもの）については、同条に規定する専任の技術者（営業所の専任技術者を除く。）を配置できること。<br>また、配置予定の技術者は所属建設業者と一般競争入札参加申込書の提出があった日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 |
| 工　事　実　績 | 国、地方公共団体が発注した工事で、平成 28 年度以降に元請として 130 万円以上の土木一式工事の完了・引き渡した施工実績があること。 |
| そ　の　他 | この公告の日から落札決定までの間、東浦町入札参加資格停止取扱要領第３条の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。（第 15 条に規定する入札参加見合わせを含む。）<br>この公告の日から開札の日までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年２月 14 日付け愛知県半田警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。 |

３　契約条項を示す場所及び期間

| 場所 | 期間 |
|---|---|
| 東浦町　総務部　行政課 | 令和８年９月４日（金）から<br>令和８年９月 18 日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで |
| あいち電子調達共同システム<br>入札情報サービス | 令和８年９月４日（金）から<br>令和８年９月 18 日（金）まで |

４　設計図書の閲覧

| 閲覧場所 | 閲覧期間 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 東浦町　総務部　行政課 | 令和８年９月４日（金）から<br>令和８年９月 18 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後４時まで |
| あいち電子調達共同システム<br>入札情報サービス→入札公告 | 令和８年９月４日（金）から<br>令和８年９月 18 日（金）まで |

５　入札参加申込期間

| | |
|---|---|
| 提　出　期　間 | 令和８年９月４日（金）午前９時から<br>令和８年９月 15 日（火）午後４時まで<br>電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前８時から午後８時まで |
| 提　出　方　法 | 電子調達システムにより、上記「２入札に参加する者に必要な資格　技術者の配置及び工事実績」に該当する事項を入力し、入札情報サービスに掲載している「資格確認申請事項（様式第１）」を添付ファイルとして送信する。 |

６　質疑の提出

| | |
|---|---|
| 提　出　期　間 | 令和８年９月４日（金）から<br>令和８年９月 15 日（火）まで<br>ただし、土曜日及び日曜日を除く午前９時から午後４時まで |
| 提　出　場　所 | 東浦町　総務部　行政課 |

※　設計図書等に対する質疑の提出は、書面（メール可）により行うこと。

７　入札書の提出期間

| | |
|---|---|
| 提　出　期　間 | 令和８年９月 17 日（木）午前９時から<br>令和８年９月 18 日（金）午後４時まで<br>電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前８時から午後８時まで |
| 提　出　方　法 | 電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、入札情報サービスに掲載している積算内訳書を添付ファイルとして送信すること。<br>※積算内訳書に記載しているすべての項目に金額を記入してください。 |

８　開札の日時及び場所

| | |
|---|---|
| 日　　時 | 令和８年９月 24 日（木）午前 10 時 40 分 |
| 場　　所 | 東浦町　総務部　行政課 |

９　落札者の決定方法

（１）　予定価格から最低制限価格までの範囲内において、最低の価格にて入札した者を落

札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することの内容を確認した上で落札者とする。

（２） 落札候補者は、開札日の翌日の正午までに次のとおり書類を提出すること。

ただし、最低の価格をもって入札した者でない者でも、事後審査に必要な書類を求めることがある。

| | |
|---|---|
| 落札候補者提出書類 | 「資格確認申請事項（様式第１）」の記載内容の確認に必要な書類 |
| | ・工事の施工実績（コリンズの工事カルテの写し等）<br>・配置予定技術者の施工経験（コリンズの工事カルテの写し等）<br>・配置予定技術者に係る法令による免許等の写し（技術者資格者証等）<br>・配置予定技術者の３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（雇用契約書の写し等）<br>・営業所の専任技術者が確認できる書類の写し<br>ア　建設業許可申請書　様式第一号（第二条関係）<br>イ　建設業許可申請書　別紙二<br>ウ　建設業許可申請書　別紙四　又は　専任技術者証明書(新規・変更)　様式第八号（第三条関係）<br>（国又は都道府県に届け出ている最新の写しを添付すること。ただし受付機関の受付印の押印が確認できること。また、専任技術者証明書（更新）を提出する場合、営業所の専任技術者の住所が確認できる書類の写し（監理技術者資格者証又は運転免許証等）を添付すること。）<br>・営業年数が３年以上あることが確認できる書類の写し（過去３年分の契約書の写し等） |
| 提出場所 | 東浦町　総務部　行政課 |
| 提出期限 | 開札日の翌日の正午まで |

10　その他

（１）入札保証金は、免除する。

（２）契約金額が 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上（千円未満切上）の契約保証金が必要となる。

（３）東浦町工事等入札者心得書第 13 条及び東浦町財務規則（昭和 54 年東浦町規則第３号）第 104 条（入札の無効）に該当する入札は、無効とする。

（４）契約書の作成を要する。

（５）開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

（６）暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

（７）契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに町に報告するとと

もに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、東浦町の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（８）提出された書類の内容に関し、電話等でヒアリングをする場合がある。

（９）入札参加者は、東浦町電子入札取扱要領、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約、東浦町工事等入札者心得書、東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルを熟読し、公正かつ適切に入札に参加すること。

(10) 提出した申請書及び資料に虚偽の記載等があることが判明した場合は、入札をさせず、契約を締結せず若しくは契約を解除する。

11　問い合わせ

（１）入札全般に関すること

東浦町　総務部　行政課

〒470-2192　愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

Tel：0562-83-3111　内線　232・233

E-mail：gyosei@town.aichi-higashiura.lg.jp

（２）工事内容に関すること

東浦町　インフラ整備部　建設企画課

〒470-2192　愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

Tel：0562-83-3111　内線　304

E-mail：kensetsu@town.aichi-higashiura.lg.jp